

事務事業評価シート

事業番号 13	事務事業名 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業	所管部課 障害福祉課
------------	-------------------------------	---------------

事務事業の概要	事務事業の目的【1】		根拠法令等【2】
	重症心身障害児(者)及び医療的なケアを必要とする障害児の健康の保持及び介護する家族等の介護に係る負担の軽減を図ることで、重症心身障害児(者)等及びその家族等の福祉の向上に資することを目的とする。 【根拠法令等:西東京市重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業実施要綱】		☐ 法律 ☐ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☒ 要綱・要領
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】		
	【事業内容】 看護師又は准看護師が自宅に訪問し、一定時間、家族の代わりに見守りを行うことで、家族の一時休息(レスパイト)やリフレッシュを図る。 ■対象者:以下のすべてを満たすもの (1)市内に在住し、家族による介護を受け在宅で生活している65歳未満の者 (2)日常生活を営むために医療的なケアを必要とし、主治医の指示のもと、現に訪問看護を利用している者 (3)次のア・イのいずれかに該当する者: ア 重症心身障害児(者) イ 重症心身障害児に該当しない18歳未満の障害児 ■主な利用条件 年間36回まで/1回につき2時間～4時間/利用者負担額は世帯年収等により変動(無料～3,000円) <都支出金>在宅レスパイト・就労等支援事業補助金		
事業開始時期【4】		令和3年度	実施形態【5】
			☐ 直営 ☒ 委託 ☐ 補助 ☐ その他 ()

事業費データ	項目	令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)	単位
	事業費(A)【6】	214	632	1,164	2,654	
内訳	主要な経費: 委託料	208	632	1,160	2,594	
内訳	その他: 医師指示書作成料	6	0	4	60	
財源	国庫支出金・都支出金	107	316	582	1,327	千円
内訳	地方債					
内訳	その他 ()					
内訳	一般財源	107	316	582	1,327	
	所要人員(B)【7】	0.10	0.10	0.10	0.10	人
	人件費(C)=平均給与×(B)	731	718	718	718	千円
	会計年度任用職員報酬等(C')【8】					千円
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	945	1,350	1,882	3,372	千円
	単位当たりコスト【9】					
	(E)=(D)/ (利用登録者数)	135	225	235	—	千円

評価指標	指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度	単位
	①利用登録者数	7	6	8		人
	②利用回数	10	27	54		回
	《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】					
	①利用登録者数…各年度の決算時点での利用登録者数					
	②利用回数…各年度の延べ利用回数					
【10】	利用登録者数に対し、利用回数の伸びが顕著であり、リピート率が伸びてきている。					

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 (アンケート結果など)	特になし
	他団体のサービス水準との比較【13】 (平均値、本市の順位など)	☒ 上 ☐ 中 ☐ 下 26市中12市が実施
	代替・類似サービスの有無【14】	☒ 有 ☐ 無 生活サポート(見守り)(障害福祉課)

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	普通	重症心身障害児(者)等及びその家族等の福祉の向上に資する事業である。
	実施主体の妥当性	適切	対象者に障害児(者)を含んでいることから、市が実施主体となり取り組むことは妥当である。
B	事業(補助)の対象	適切	医療的ケア児及び重症心身障害児(者)の介護者に対してサービスを提供できているため。
	事業(補助)の内容	適切	現段階でこれ以上の改善の余地がないと思われる。
	受益者負担	適切	所得区分に応じ、適正な受益者負担を行っている。
	事業コスト	普通	他市との実績比較から大きく差がない。
	業務負担	普通	日々の事務処理があるが、その他業務と同程度の負担である。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直 ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		利用登録者数に対し、利用回数の伸びが顕著であり、リピート率が伸びてきている。これまでの実績から、今後も利用回数が伸びていくことが予想されるため、継続して事業を実施していく必要がある。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	普通	重症心身障害児(者)等の家族の負担軽減を図る目的であり、必要性は認められる。
	実施主体の妥当性	適切	障害児(者)及びその家族等の福祉の向上に資する事業であり、市が実施主体となることは妥当である。
B	事業(補助)の対象	適切	重症心身障害児(者)及び医療的ケア児を対象としており、適切である。
	事業(補助)の内容	適切	事業内容は適切だが、事業周知については今後の検討課題である。
	受益者負担	適切	所得区分に応じ、適正な受益者負担を行っている。
	事業コスト	普通	他市と比較して実績規模に大きな差はないが、今後の件数増加状況を注視する必要がある。
	業務負担	普通	事業実施効果に相応した業務負担である。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直 ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		地域で暮らす重症心身障害児(者)及び医療的ケア児の家族等のレスパイトを図ることで、負担軽減を行う事業であり、今後も継続して実施していく必要がある。今後は、レスパイトを必要とする家庭が適切に本事業を活用できるよう、更なる事業周知に努められたい。 また、類似サービスである生活サポート(見守り)は、本事業と目的等に重複が見られるため、現在の利用者への影響を精査しつつ、事業整理を行う必要があると考える。	

【外部評価】

外部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直 ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止	

【行革本部評価】

行革本部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直 ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止	

改善の方向性と今後のスケジュール【18】	
----------------------	--